

予防技術検定模擬テスト

NO.210

— 解説付 —

〔共通〕

問1 消防法施行令第5条の7第1項第三号では、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の感知器（以下「住警器等」という。）と同等以上の性能を有する設備を設置した場合において総務省令で定めるときは、当該設備の有効範囲内の住宅の部分について住警器等を設置しないことができるとされている。次の設備のうち、住警器と同等以上の性能を有する設備に該当しないものを1つ選べ。ただし、それぞれの設備は、該当する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により、消防法令上有効に設置されているものとする。

- (1) 標示温度が75℃以上で種別が一種の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えたスプリンクラー設備又は自動火災報知設備
- (2) 共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備
- (3) 特定小規模施設用自動火災報知設備
- (4) 複合型居住施設用自動火災報知設備

〔消防用設備等〕

問1 特定一階段等防火対象物に設置する自動火災報知設備に関する次の記述のうち、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 延べ面積に関係なく自動火災報知設備を設置しなければならない。
- (2) 階段に感知器を設ける場合は、一種又は二種の感知器を垂直距離15mにつき1個以上、火災を有効に感知するように設置しなければならない。
- (3) 地区音響停止スイッチを設けた受信機は、当該スイッチにより地区音響装置の鳴動が停止状態にある間に受信機が火災信号を受信したときは、一定時間以内に自動的に地区音響装置を鳴動させる状態に移行するものでなければならない。
- (4) 延べ面積に関係なく、消防法第17条の3の3に基づき、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検させなければならない。

解答と解説

〔共通〕 問1 答 (1)

解説 住警器等の設置に関する詳細は、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号）で定められており、住警器の設置免除については同省令第6条に定められている。

選択肢(1)は、同条第一号では「スプリンクラー設備（前条に定める閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）」とされており、この「前条」は、「第5条 令第5条の7第1項第三号の総務省令で定める閉鎖型スプリンクラーヘッドは、標示温度が75℃以下で種別が一種のものとする。」であるため、「表示温度が75℃以上」は誤っている。

選択肢(2)～(4)は、それぞれ同条第二号～第四号に該当し、正しい。

〔消防用設備等〕 問1 答 (2)

解説 「特定一階段等防火対象物」の概念は、平成13年9月に発生した新宿歌舞伎町の雑居ビルの火災（死者44人）を契機として行われた平成14年8月の消防法施

行令の改正で初めてできたもので、階段が一つしかない場合の危険性に着目して、下表のとおり厳しい規制強化が行われた。なお、「特定一階段等防火対象物」の用語と定義は、平成15年6月の規則第23条の改正の際に定められた（同条第4項第7号へ）。

特定一階段等防火対象物に対する規制強化条項

	規制強化の内容	条項
ハード面	自火報の設置義務 ・延べ面積に関係なく設置 ・階段に設ける感知器の設置間隔の半減 ・再鳴動式地区音響装置	令第21条第1項第七号 則第23条第4項第七号へ 則第24条第1項第二号ハ
	避難器具に関する基準の細目 ・バルコニー設置or常時使用可or一動作使用可 ・設置場所識別措置 ・設置場所明示標識	則第27条第1項第二号 則第27条第1項第三号イ 則第27条第1項第三号ハ
ソフト面	防火対象物点検義務（法第8条の2の2）	令第4条の2の2第2項
	消防用設備等の設置時検査義務（法第17条の3の2）	令第35条第1項第四号
	消防用設備等の定期点検報告義務（法第17条の3の3）	令第36条第2項第三号

表にあるように、設問の(1)は令第21条第1項第七号、(3)は則第24条第1項第二号ハ、(4)は令第36条第2

〔消防用設備等〕

問2 連結送水管の設置義務がある次に掲げる防火対象物又はその階のうち、消防法令上、それぞれいずれの場所からも一の放水口までの水平距離が25m以下となるように設けなければならないものを1つ選べ。

- (1) 令別表第一に掲げる建築物で、地階を除く階数が7以上のものの3階以上の階
- (2) 地階を除く階数が5以上の令別表第一に掲げる建築物で、延べ面積が6,000㎡以上のものの3階以上の階
- (3) 令別表第一(16の2)項に掲げる防火対象物(地下街)で、延べ面積が1,000㎡以上のものの地階
- (4) 令別表第一(18項)に掲げる防火対象物(延長50m以上のアーケード)

〔防火査察〕

問1 消防法(以下「法」という。)に基づく違反処理等に関する次の記述のうち、適当なものはどれか。

- (1) 法第8条の2の3第1項に規定する防火対象物点検の特例認定を受けた防火対象物で火災が発生したので、この火災の事実をもって、直ちに特例認定を

取り消す事前手続である行政手続法第13条第1項に基づく聴聞の手続きを進めた。

- (2) 法第8条の2第1項に規定する統括防火管理者は、複数の管理権原者が協議して選任するものであり、仮に一部の管理権原者が特定の統括防火管理者の選任に反対して選任できない場合に、直ちに当該防火対象物の管理権原者全員に罰則が適用され得ることは不合理であることから、法第8条の2第5項に基づく統括防火管理者選任命令については、罰則規定は設けられていない。
- (3) 消防設備士免状を交付した都道府県知事が、法第17条の7第2項において準用する法第13条の2第5項に基づき消防設備士免状の返納命令を発動する際の事前手続は、行政手続法第13条第2項に基づく弁明の機会の付与である。
- (4) 法第8条の2の5項第1項に基づき義務付けられた自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、管理権原者に対し、法第8条の2の5第3項に基づき自衛消防組織設置命令を発動することができ、この命令の違反については、直接の罰則規定が設けられておりこの罰則を適用するためには、告発をする必要がある。

解答と解説

項第三号により、それぞれ正しい。

設問の(2)は、則第23条第4項第七号へにより、階段に感知器を設ける場合は、一種又は二種の感知器を垂直距離7.5mにつき1個以上、火災を有効に感知するように設置しなければならないとされており、垂直距離15mは間違い。

この規定は、新宿歌舞伎町の雑居ビルの火災では、感知器が15mにつき1個以上という当時の基準を満たすように設置されていたにもかかわらず、鳴動が遅かった可能性があるため、特定一階段等防火対象物に限って感知器の垂直方向の間隔を半分にしたものである。

〔消防用設備等〕 問2 答 (4)

解説 連結送水管の放水口の位置に関する規定は、令第29条第2項第一号に定められており、選択肢(1)及び(2)は同号イ、(3)は同号ロにより50m以下とされている。

選択肢(4)は同号ハにより25m以下とされているため、これが正解である。

〔防火査察〕 問1 答 (2)

解説

- (1) 火災が発生したという事実のみをもって特例認定の取り消しすることは、逐条解説消防法及び「防火対象物定期点検報告制度に関する執務資料について」(平

成14年12月12日消防安第122号、消防庁防火安全室長通知)によりできないので不適当。

- (2) 逐条解説消防法及び「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の改正について(消防予第598号令和4年11月21日総務省消防庁予防課長通知。以下「改正通知」という。)の違反処理標準マニュアルにより適当。
- (3) 消防設備士免状の返納命令の事前手続は、行政手続法第13条第1項及び違反処理マニュアルにより聴聞の実施なので不適当。
- (4) 自衛消防組織設置命令の違反について、直接の罰則規定は設けられていないので不適当。なお、当該違反により火災予防上具体的な危険性があるなどの要件を満たす場合等は、法第5条の2第1項に基づく防火対象物の使用禁止等に対応することができる。

〔防火査察〕 問2 答 (3)

解説

- (1) ボルト等により建物に固定されているものは、物件でないので法第5条第1項に基づく改修命令等により対応する必要があり、当該命令の前段階として警告書を交付することは、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の改正について(消防予第598号令和4年11月21日総務省消防庁予防課長通

【防火査察】

問2 消防法（以下「法」という。）第3条第1項に規定する屋外における火災の予防の措置命令等に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法第3条第1項中の「火災の予防に危険」である場合とは、火災の発生危険がある場合のほか、何らかの原因によって火災が発生した場合において延焼・拡大危険がある場合をいい、この有無は命令権者の認定に委ねられるが、周囲の事情を勘案して個別的、具体的な危険のみではなく、現実的な火災危険があることを要するものである。
- (2) 法第3条第1項第3号中の「みだりに存置された燃焼のおそれのある物件」とは、その物件の所有者、管理者又は占有者にそれをその場所に置いておく意志が現在ともあり、また、その物件について多少の管理もなされていると認められるものの、それを置くことに何ら正当な理由が見出されず、ほぼ放置と同様な状態にある発火性又は引火性の物品等をいう。
- (3) 法第3条第1項2号中の「残火」は、何らかの火を使用する行為があった後に残されたものであり、そのもとになった火の使用行為が屋内で行われたか屋外で行われたかについては問われないが、法第3条第1項に基づき「残火の始末」を行為者に命ずるには「残火」が屋外にあることが必要である。
- (4) 法第3条第1項第1号に基づき「ある地域又は期間を指定して、その地域内又は期間内の火遊び又は喫煙等の行為を一般的、概括的に禁止又は制限する」ような命令を発動することはできない。

【危険物】

問1 運搬容器の外部に行う収納危険物に応じた注意事項の表示について、次の組み合わせのうち誤っているものを選び。

- (1) 第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化物……「火気・衝撃注意」、「可燃物接触注意」及び「禁水」
- (2) 第2類の危険物のうち鉄粉、金属粉又はマグネシウム……「火気注意」及び「禁水」
- (3) 自然発火性物品……「空気接触厳禁」、「火気厳禁」及び「禁水」
- (4) 第5類の危険物……「火気厳禁」及び「衝撃注意」

【危険物】

問2 指定数量に関する次の(1)～(4)の記述のうち誤っているものを選び。

- (1) 指定数量とは、危険物についてその危険性を勘案して消防法別表で定められた数量である。
- (2) 指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、市町村条例で定めることとされている。
- (3) 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が1以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなされている。
- (4) 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の指定数量の倍数は、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値の和とされている。

解答と解説

は、火災の発生危険がある場合のほか、何らかの原因によって火災が発生した場合において延焼・拡大危険がある場合をいい、この有無は命令権者の認定に委ねられるが、周囲の事情を勘案して個別的、具体的な危険が認められる必要があるが、現実的な火災危険があることを要するものではないので、不適当。

- (2) 逐条解説消防法及び「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の改正について（消防予第598号令和4年11月21日総務省消防庁予防課長通知。以下「改正通知」という。）の違反処理標準マニュアルにより適当。
- (3) 逐条解説消防法及び改正通知の違反処理標準マニュアルにより適当。
- (4) 逐条解説消防法より適当。

【危険物】 問1 答 (3)

解説 運搬容器の外部には、収納する危険物の火災防止のため、その危険性に応じた注意事項を表示することと

されているが、危険物の危険性により複数の注意事項を表示することとされているものがある。

自然発火性物品（第3類の危険物のうち自然発火性試験において発火する等の性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りん）については、火花等との接近、空気との接触を避けることが必要であり、表示を要する注意事項としては「空気接触厳禁」及び「火気厳禁」とされている。規則第44条第1項第3号ハ参照。

【危険物】 問2 答 (1)

解説 指定数量とは、危険物の危険性に応じて定められた数量であり、その危険性が大きいものほど小さい数量が定められている。危険性の程度は試験によって明確になるが、その試験については危険物の規制に関する政令で定められていることから、指定数量についても同政令で定められている。法第9条の4第1項・第2項、法第10条第2項、法第11条の4第1項、令第1条の11、別表第3参照。